

## (10月3日決算委員会から)

### 戦争に関する資料館」もっと活用を（県民文化部）

#### 【高木ひろし委員】

決算に関する報告書33ページ、戦争に関する資料館運営費負担金について、愛知・名古屋戦争に関する資料館の開館からの来館者数はどのように推移しているか。

#### 【県民総務課主幹（総務・企画・予算）】

愛知・名古屋戦争に関する資料館は、平成27年7月11日に開館した。これまでの来館者数は、開館初年度となる平成27年度が8,403人、平成28年度は5,713人と減少したが、昨年度は8,157人に増え、本年度は9月末現在で4,146人、累計で2万6,419人となっている。

#### 【高木ひろし委員】

来館者を増やすため、どのような取組を行っているのか。

#### 【県民総務課主幹（総務・企画・予算）】

資料館では、年間を通じて常設展示を行っており、収蔵資料の有効活用のため、昨年度は年に3回、展示資料の入替えを行った。

また、展示以外の企画事業も実施しており、戦争体験を次の世代に伝え、平和の大切さを学んでもらうため、夏休みの期間中、語り部による戦争体験談の講演事業などを行ったほか、昨年11月3日には、愛知県本庁舎公開イベントと連携して、蓄音機で昭和初期のレコードを聞いて昭和の暮らしを感じてもらうイベントを実施した。

さらに、児童や生徒の来館を促すため、愛知県と名古屋市の教育委員会や校長会などの教育関係機関にも働きかけ、資料館を周知するとともに企画事業への参加を促すなど、来館者の増加に向けた取組に努めている。

#### 【高木ひろし委員】

名古屋市営地下鉄の一社駅の近くにある、戦争と平和の資料館ピースあいちという民間施設や、終戦間際の爆撃により女性や子供の勤労働員2,000人以上が犠牲となった工しょうの跡地を整備した豊川海軍工廠平和公園など、県内各地の施設と連携し、県民全体が戦争を忘れずに不戦の誓いを新たにしていける取組につなげてほしい。

次に、決算に関する報告書33ページ、情報公開制度運営費について、昨年度の開示請求の実績は5万2,264件とあるが、一部開示、全部不開示等の内訳を伺う。

### 県の情報公開制度のあり方を問う（県民文化部）

#### 【県民総務課主幹（情報）】

昨年度の情報公開請求のうち、全部を開示する開示決定が2万5,690件、文書の一部を不開示とする一部開示決定が2万5,081件、文書全てを不開示とする不開示決定が141件であった。その他、請求取下げや文書不存在などが1,352件である。

#### 【高木ひろし委員】

不開示となった理由はどのようなものか。

#### 【県民総務課主幹（情報）】

不開示とする場合は、条例に定めがあり、個人情報や事業活動情報等が理由となるが、理由ごとの件数は把握していない。

#### 【高木ひろし委員】

関係部局別の情報公開請求件数がホームページで公開されていたが、健康福祉部に関するも

のが前年度から8割減と激減していた。教育委員会や農林水産部も減少している。昨年度、情報公開請求件数が減少した理由は何か。

【県民総務課主幹（情報）】

昨年度の情報公開請求件数が減少したのは、平成28年度が通常ではなく、大量の請求があったためである。

本県では、情報公開請求に該当する行政文書1件を請求件数1件と数えている。平成28年度は、特定の人から県のシステムに係る電子データを請求され、対象となる行政文書が大量であったことから、請求件数が増加した。

【高木ひろし委員】

不開示などの決定に不服がある場合には、行政不服審査法に基づき愛知県情報公開審査会に諮って、不開示決定の是非について審査が行われる。決算に関する報告書には、昨年度、審査会は30回開催されたと記載があるが、審査会に審査を申し出てから結論が出るまでにどのくらいの時間がかかるのか。

【県民総務課主幹（情報）】

審査請求が提出されると、不開示などの決定の是非について、第三者機関である愛知県情報公開審査会に諮問し、審査会で審議の上、答申を出す。諮問から答申までの期間は、昨年度は14.7か月となっている。

【高木ひろし委員】

名古屋市では答申が出るまでに4年近くかかるそうで、それに比べると短い。しかし、1年というのは少し長いような気がする。

審査会が原決定を覆した答申は何件出ているのか。

【県民総務課主幹（情報）】

昨年度の答申件数は44件である。このうち、原決定が妥当とされたものは39件、原決定が妥当ではないとしたものは5件である。

【高木ひろし委員】

原決定が覆ったのが5件というのは多いのか少ないのか人によって判断が分かれるが、最近の情報公開制度の結果などを見ていると、余りにも不開示情報が多いと思うため、情報公開制度の本旨にのっとり全て公開すべきである。なるべく迅速に審査してほしい。そして、請求者の利便性にも配慮してほしい。

情報公開請求者が負担する費用について伺う。

【県民総務課主幹（情報）】

情報公開請求を行い、開示した行政文書の写しの交付を希望する場合、写しの作成に要する費用として1枚10円のコピー代が掛かる。閲覧の場合、費用は掛からない。

審査請求は、費用は掛からない。

【高木ひろし委員】

情報公開請求が出される資料に、その都度1枚10円のコピー代を請求するのは、このIT時代には合理的でない。公開すべき資料は最初からホームページ上で開示しておけば、開示請求する手間も費用負担もなしに閲覧できる。もっとホームページを活用した情報公開があつてしかるべきである。また、不開示部分が多いものでもコピー代1枚10円を取るのも無駄だと思う。ほかの自治体も参考にしながら、情報公開制度の運用の改善を図り、透明性の高い県政にしてほしい。

部落差別解消推進法の制定を受けて（人権推進室）

次に、決算に関する報告書34ページの人権推進事業費について、平成28年12月に部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が制定されたが、同法施行後、事業にどのような変化があったか。

**【人権推進室長】**

部落差別解消推進法の施行を受け、従来から県が作成している、同和問題の正しい理解のためというパンフレットの中で同法について掲載し、あいち人権啓発プラザで配布するほか、市町村・企業等に対して当室職員が講演を行う際のテキストとして活用している。

また、人権啓発ポスターに同和問題を掲載し、同法の周知を図った。

**【高木ひろし委員】**

近年、インターネット上で、同和地区の現在の地名や画像が掲載されていることがあり、差別の拡散につながるのではないかと危惧している。規制が難しいとは聞いているが、インターネット上の差別行為に対してどのような対応を検討しているのか。

**【人権推進監】**

部落差別解消推進法第1条では「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と言及されている。本県は全国人権同和行政促進協議会に加入しており、差別事案を発見した場合は、同協議会を通して法務省に削除要請を行っている。

今後は、当室職員がインターネット上における差別行為を監視することも検討している。

部落差別解消推進法に「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記されている趣旨を踏まえ、部落差別の解消を人権問題の重要な柱として位置づけ、その解決に向けて引き続き努力していきたい。

**【高木ひろし委員】**

人権問題をなくす強い決意を促すためには、抽象的な表現だけでなく、部落差別により人がどれほど深く傷つき、結婚や就職の際に不幸な目に遭うかなど、具体的な事例を用いた啓発を行ってほしい。

### 県民一人当たりの図書館資料収集費は全国最低（文化芸術課）

次に、決算に関する報告書41ページ、芸術文化センター費のうち図書館管理運営事業費について伺う。愛知県図書館の入館者数、図書等所蔵点数、館外貸出点数といった図書館の利用度は、全国と比べてどのくらいの位置にあるのか。

**【文化芸術課主幹】**

全国の47都道府県立図書館と比較すると、入館者数は全国6位、図書等所蔵点数は全国13位、館外貸出点数は全国16位である。

**【高木ひろし委員】**

今の順位を聞くとまずまずという感じであるが、私が残念だと思ったのは、図書資料収集費である。昨年度の本県の図書資料収集費は幾らで、全国と比べるとどうであったのか。

**【文化芸術課主幹】**

昨年度決算額は4,998万3,712円である。全国順位は、日本図書館協会が公表している平成27年度のデータが最新であり、全国10位であった。

**【高木ひろし委員】**

私の調べによると、本年度の県民1人当たりの資料費は4,474万円で、県の人口が多いこともあり全国45位であった。

財政力のある大きな県には、それにふさわしい十分な予算を確保して図書資料の充実に努め

てほしい。本県は人口が全国4位と多いことから、県民1人当たりで見ると45位であるため、予算を増額し、県民文化度の一つのバロメーターである図書館利用率を向上してほしい。

### **増え続ける定住外国人との共生の課題（多文化共生推進室）**

次に、決算に関する報告書50ページ、愛知県国際交流協会運営費補助金について、国際交流に関する業務は複数の部局にまたがっているが、愛知県国際交流協会ではどのような事業を実施しており、本県の国際交流のどのような部分を担っているのか。

#### **【多文化共生推進室長】**

愛知県国際交流協会では、当地域の国際交流活動を推進する取組に加え、多文化共生の地域づくりに向けた独自の取組を実施している。具体的には、外国人県民が抱える家庭内暴力や離婚、子供の教育問題、雇用トラブルなどに対し、専門知識を有する多文化ソーシャルワーカーが、解決に向けた継続的な支援等を行っている。また、相談時の注意点をまとめたマニュアルを作成し、県内の外国人相談窓口等に配布している。

さらに、県内各地域の日本語教室で日本語を教えるボランティアの養成講座を開催したり、県、地元経済界、企業等が協力して造成した日本語学習支援基金により、地域のNPO法人や外国人学校による外国人児童生徒向け日本語教室に対し、運営費の助成等を行ったりしている。

#### **【高木ひろし委員】**

県内で働く外国人が激増しており、知事も、本県の企業が進出している海外の地域と協定を結ぶなど、国際交流を広げることに熱心に活動しているが、本県における国際化のニーズは高まっていると思う。国際交流協会の運営費及び事業はどのように拡大しているのか。また、これまでの推移はどうか。

#### **【多文化共生推進室長】**

国際交流協会の予算は、それほど増減しているわけではない。

国際交流事業には協会と県の両輪で取り組んでおり、新規事業としては、初期日本語教育を行う講座や、地域の窓口となる多文化コーディネーターを育成する事業などに取り組んでいる。

#### **【高木ひろし委員】**

政策企画局や、豊田市など多くの外国人が在住する市町村と連携して、国際化に向けた対応に総合的に取り組んでほしい。

### **防災会議の女性比率の低さは改善せず（防災局）**

次に、決算に関する報告書53ページ、防災総務費のうち、防災会議運営費について伺う。

昨年度、本県が委託した包括外部監査があり、愛知県防災会議の女性委員の割合についての指摘があった。国は、審議会の女性委員の割合を3割にするという指針を出しているが、愛知県防災会議に占める女性委員の割合は2.7パーセントで、これは全国最下位であった。指摘を受け、どのように改善してきたのか。

#### **【防災危機管理課主幹（政策・啓発）】**

都道府県防災会議の委員の任命は、災害対策基本法の中で規定されている。例えば、指定地方行政機関である当該地域を所管している国の地方機関の長など、職が規定されている。規定の職に女性が登用されないことから改善されず、過去からさほど変わっていない。

#### **【高木ひろし委員】**

改善されていないではなく、監査法人から指摘を受け、県としてどうしていくのか。

#### **【防災危機管理課長】**

本年5月時点で、愛知県防災会議の委員67人のうち女性委員は5人で、7.5パーセントとなっている。委員の指定がある関係上、女性委員の割合を上げるのは難しいが、なるべく女性委員を選出したり、全体の構成を変えたりするなどの見直しを行った。ちなみに、全国の女性委員の比率は、平均で約15パーセント程度である。法律等の規制があり難しい状況であるが、今後も女性委員を増やすよう努める。

#### 【防災局長】

愛知県防災会議の委員の数は、全国でも多い部類である。例えば、本県では、報道機関、放送機関、電話会社等は名古屋市内に事務所がある会社をほぼ委員に入れているが、他県では代表の1社のみという方法を取っているところもある。基本的には社長を指名するが、社長が女性という会社は現実的には少ない。本県としては、社長が女性である会社ばかりを選ぶことはできず、本来参加してほしい会社を選んできた結果、女性委員の割合が低くなってしまった。なお、監査で指摘されたため、本年度、女性の有識者を2人増やした。また、報道機関等は、代表の1社のみ又はローテーションで選ぶなどにより全体の母数を減らした。その際、委員としては参加しないが、情報は同様に提供することで了解を得ている。

引き続き、機会を捉えて女性委員の増加に取り組んでいくが、目標値達成だけを最優先で行うと、必要な機関の参画を制約することにもつながりかねないため、バランスの取れた人選を行っていく。

#### 【高木ひろし委員】

女性委員が少ない理由は分かったが、単純に女性を参加させるのではなく、避難所の運営等で女性や弱者など様々な立場で防災計画の中身や避難所の在り方を検討すべきである。これは、近年の災害の反省から出てきている。全国順位ばかりが全てではないが、監査法人からの指摘を重く受け止めて更に努力してほしい。